

福岡市保育補助者雇用費助成事業補助金交付要綱

（通則）

第1条 福岡市保育補助者雇用費助成事業補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。）及び保育士として職場復帰を目指す保育士（以下「有資格保育補助者」という。）を保育所等に勤務する保育士の補助を行う者として雇用することにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行うことを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、「保育所等」とは、福岡市内に所在する次の各号に掲げるものとする。

(1) 保育所

児童福祉法（昭和22年法律第164号（以下「法」という。））第35条第4項の規定により設置された保育所をいう。

(2) 幼保連携型認定こども園

法第39条の2第1項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

(3) 小規模保育事業

法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。

(4) 事業所内保育事業

法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。

（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業は、以下に規定する保育補助者又は有資格保育補助者（以下「保育補助者等」という。）を新たに雇用する事業とする。

(1) 保育補助者は、保育士資格を有していない者であって、保育に関する40時間以上の実習を受けた者、又は子育て支援員研修（地域型保育）を修了した者であること。なお、実習の実施方法等については、別表1に定めることとする。

(2) 有資格保育補助者は、保育士資格を有する者であって現に保育士として就業していない、かつ、過去1年以内に保育士として就業していない者であること。なお、有資格保育補助者としての従事期間は採用から1年を限度とする。

3 本事業を実施する保育所等は、福岡市に対し、次に掲げる項目を記載した実施計画書を提出するものとする。

(1) 本事業による保育補助者等の業務及び保育士の業務負担が軽減される内容

(2) 職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（保育補助者等の配置を除く。）

(3) 保育補助者については、資格取得に向けた支援の取組（勤務時間調整や講習受講の機会の確保等）

4 前項第3号については、資格取得時期の見込みについて、明記しなければならない。なお、資格取得に向けては、「保育士資格取得支援事業」の活用を検討すること。

5 本事業による雇用に係る費用について、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の事業により、その経費が交付される場合には、対象としない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる費用とする。

(1) 報酬

(2) 給料

(3) 職員手当等

(4) 共済費

- (5) 需用費
- (6) 役務費
- (7) 委託料
- (8) 使用料及び賃借料

(補助対象期間)

第6条 補助の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、保育補助者等を雇用した日の翌月からとする。ただし、雇用した日が月の初日ならば、開始当月から補助対象期間とする。

- 2 第4条第2項の規定により、雇用時点で保育に関する40時間以上の実習又は子育て支援員研修（地域型保育）が未了の場合は、実習又は研修を開始した日の翌月から補助対象期間とする。ただし、実習又は研修を開始した日が月の初日ならば、開始当月から補助対象期間とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次の各号に定める基準額と補助対象経費の実支出額（ただし、寄付金その他の収入額がある場合は、実支出額からそれらを控除した額）を比較して少ないほうの額とする。

- (1) 利用定員が121人未満の施設の場合、1施設当たり年額 3,117,000円（保育補助者等1人あたり月額259,750円）
 - (2) 利用定員が121人以上の施設の場合、1施設当たり年額 6,234,000円（保育補助者等1人あたり月額259,750円）
- 2 前項の規定により算定した補助額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助対象者)

第8条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 福岡市内に所在する保育所等を運営する者であること
- (2) 本市の市税を滞納していないこと。
- (3) 保育補助者が保育士資格の取得ができるように努めていること。

(申請の手続)

第9条 保育所等は、補助金の交付を受けようとするときは、福岡市保育補助者雇用費助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請は、保育補助者等を配置した日の属する月の翌月の10日までに行わなければならない。ただし、保育補助者等を配置した日が令和6年4月1日から令和6年11月30日までの期間である場合は、令和6年12月10日までに申請しなければならない。
- 3 申請者は、本条第1項に定める申請書を提出するにあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(交付決定の通知)

第10条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があったときは、審査の上、補助金の交付の決定を行い、速やかに決定の内容及び交付の条件を福岡市保育補助者雇用費助成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請を行った者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から速やかにその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（事業の変更）

第12条 第10条の決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、保育補助者等を新たに配置し、又は配置しないこととしたときは、福岡市保育補助者雇用費助成事業補助金変更届出書（様式第3号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（状況の報告）

第13条 補助金交付決定者は、補助事業の収支状況を明らかにするために必要な書類を備え付けるとともに、補助事業の遂行状況について市長から報告を求められたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

（実績報告）

第14条 補助金交付決定者は、福岡市保育補助者雇用費助成事業補助金実績報告書（様式第4号。以下、「実績報告書」という。）に必要な書類を添付して、当該年度終了後速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 第9条第3項ただし書きに基づき交付の申請をした補助事業者は、本条第1項に定める実績報告書を提出するに当たって、本補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助額から減額して報告しなければならない。
- 3 第9条第3項ただし書きに基づき交付の申請をした補助事業者は、本条第1項に定める実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第15条 市長は、前条の報告を受けた場合において、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市保育補助者雇用費助成事業補助金確定通知書（様式第5号）により速やかに当該認定事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消等）

第16条 市長は、次に掲げる場合には、第10条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 保育所等運営者が法令、本要綱、実施要綱又はこれに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 保育所等運営者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 保育所等運営者が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 市長は、前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（暴力団の排除）

第17条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。
- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - (2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの
 - (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、申請者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者に対し、当該申請者（法人である

ときは、その役員）の氏名、生年月日等の個人情報の提出を求めることができる。

（補助金の交付の時期）

第18条 市長が補助事業者に交付する補助金は、第15条の規定により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとする。ただし、補助事業の性質上、その事業の終了前に交付することが適当と認めるときには、福岡市補助金交付規則第17条第1項ただし書の規定を適用し、事前に交付するものとする。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年11月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。なお、令和7年3月31日以前に交付決定を行った事業については、この要綱を適用する。終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（期間）

- 2 この要綱は、令和11年3月31日をもって廃止する。
- 3 終期到来後の補助金の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。
- 4 令和11年3月31日以前に交付決定を行った事業については、この要綱を適用する。

別表 1 保育に関する実習の内容

実習項目	目安の 時間	実習内容
1 保育所の役割	30 分	保育の役割 ※「保育所保育指針第 1 章第 1 節」の内容を踏まえて実習を行うこと。
2 子どもの発達	60 分	① 発達への理解 ② 胎児期から青年期までの発達 ③ 発達への援助 ④ 子どもの遊び
3 保育の基本	1,680 分	① 子どもとの関わり方 ② 身体を使った遊び ③ 言葉・音楽を使った遊び ④ 物を使った遊び ⑤ その他保育士の業務の補助に関する事項
4 乳幼児の発達と心理	90 分	① 発達とは ② 発達時期の区分と特徴 ③ ことばのコミュニケーション ④ 自分と他者 ⑤ 手のはたらきと探索 ⑥ 移動する力 ⑦ こころと行動の発達を支える保育者の役割
5 乳幼児の食事と栄養	60 分	① 離乳の進め方に関する最近の動向 ② 栄養バランスを考えた幼児期の食事作りのポイント ③ 食物アレルギー ④ 保育者が押さえる食事のポイント
6 小児保育	120 分	① 乳幼児の健康観察のポイント ② 発育と発達について ③ 衛生管理・消毒について ④ 薬の預かりについて ⑤ 子どもに多い症例とその対応 ⑥ 子どもに多い病気（SIDS 等を含む）とその対応 ※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」 「保育所における感染症対策ガイドライン」を周知する。 ⑦ 事故防止と対応
7 心肺蘇生法	120 分	心肺蘇生法、A E D、異物除去法等 ※見学だけの科目にならないよう配慮が必要

8 安全の確保とリスクマネジメント	60 分	① 子どもの事故 ② 子どもの事故の予防保育上の留意点 ③ 緊急時の連絡・対策・対応
9 保育者の職業倫理と配慮事項	90 分	① 保育者の職業倫理 ② 保育者の自己管理 ③ 地域等との関係 ④ 保育所や様々な保育関係者との関係 ⑤ 行政との関係 ⑥ 地域型保育の保育者の役割の検討
10 特別に拝領を要する子どもへの対応	90 分	① 気になる行動 ② 気になる行動をする子どもの行動特徴 ③ 気になる行動への対応の考え方 ④ 気になる行動の原因とその対応 ⑤ 保育者の役割 ⑥ 遊びを通して、子どもの発達を促す方法

